

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第四条第一項の政令で定める特殊の疾病）</p> <p>第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第四条第一項の政令で定める特殊の疾病は、治療方法が確立しておらず、その診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっており、かつ、当該疾病にかか</p> <p>ることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものであって、当該疾病の患者の置かれている状況からみて当該疾病の患者が日常生活又は社会生活を営むための支援を行うことが特に必要なものとして厚生労働大臣が定めるものとする。</p> <p>（削除）</p>	<p>（法第四条第一項の政令で定める特殊の疾病）</p> <p>第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第四条第一項の政令で定める特殊の疾病は、別表に掲げるものとする。</p> <p>別表（第一条関係）</p> <p>一〇百三十（略）</p>